

収蔵品の画像貸出について

公益財団法人前田育徳会が所蔵する収蔵品の画像借用をご希望の方は、下記の貸出条件等を遵守することが前提となります。必ずご確認のうえ、画像借用書を作成し、申込書に添付して下さい。

本会に貸し出す画像が無い場合は、新規に撮影した画像をお貸し出しいたします。貸し出しにまでに2か月程度時間がかかるほか、撮影代がかかります。詳細はお問い合わせ下さい。

動画による撮影は、原則として禁止しております。
画像借用書を提出する際は、必ず本紙も添付して下さい。

【画像貸出条件】

本会は、次の条件により画像の貸し出しを許可する。

- ①貸し出す画像は、承諾書に記載する目的にのみ使用する。
- ②画像の取扱いは十分に注意する。
- ③画像の貸し出し期間は貸出日より1ヶ月以内とする。期間の延長を希望する場合は、事前に本会の許諾を得る。
- ④本会が画像の返却を求めた場合、申込者は貸し出し期間にかかわらず、速やかに画像を返却すること。
- ⑤撮影代、貸し出し媒体制作費および画像貸出にかかる送料等の諸費用は、申込者が負担する。なお、申込者が撮影および媒体制作の中止を申し出た場合、その時点が既に撮影および媒体制作後である場合は、諸費用は申込者が負担すること。
- ⑥画像を損傷あるいは紛失した場合は、1画像ごとに補償料 50,000 円（税抜）を負担する。
- ⑦貸し出し画像から複製等を作成する場合は、事前に本会の許諾を得ること。作成した複製等は、利用が済み次第すみやかに、それに伴う諸権利とともに無償で本会へ納付すること。

以上

【画像借用書記入の注意点】

- (1)個人でお申し込みいただく場合は、「機関名・印」欄に大学・研究機関等のご所属先の名称（押印は不要）、「代表者職氏名・印」欄にご所属先における肩書き・お名前・押印をお願いいたします。「担当者氏名・印」欄は記入および押印は不要です。
- (2)借用を希望する画像は具体的にお書き下さい。書籍等よりコピーした画像を添付する場合は、「別紙添付」とお書きいただければ結構です。
- (3)お手元に画像が届きましたら、速やかに画像・借用書控えに記載された返却期日等をご確認下さい。
- (4)画像の返却は、追跡記録を確認することのできる方法（宅配便・レターパック・書留等）でお送り下さい。

*手続きについてご不明点がありましたらお問い合わせ下さい。

〒153-0041 目黒区駒場 4-3-55 電話 03-3467-0263
公益財団法人前田育徳会（担当：加藤）